

国内クレジット認証委員会 御中

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 25 日

審査機関名 ビューローベリタスジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	防犯灯の LED 化による CO ₂ 排出削減事業
排出削減事業者名	福山市
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名：なし)
事業実施場所	福山市 (住所：広島県福山市全域)
事業の概要	市内に設置している防犯灯について、現在使用している蛍光灯から高効率の LED 照明灯へ更新し、省エネルギー化ならびに CO ₂ の排出削減を図る。
排出削減量の計画	【限界電源炭素排出係数の場合】 2012 年度：311 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 311 tCO ₂) 【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2012 年度：242 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 242 tCO ₂)
国内クレジット認証期間	開始予定日 2012 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 006 「照明設備の更新」

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：福山市 (広島県福山市全域)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 排出削減事業実施者への質問により、当事業は法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量削減に寄与することを目的として実施されたことを確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 当排出削減事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備を継続して利用できることを、事業者への質問により確認した。</p> <p>3) 投資回収年数 入手した根拠資料、質問及び検算により、当排出削減事業の投資回収年数は 4.9 年であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより、その正確性を確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 福山市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、自治体として市が関与する施設の省エネに取り組んでいるほか、市民・事業者も含めた市全体での省エネに取り組んでいる。今回の事業は、市としての省エネ・CO2 排出量削減の一環として、福山市内にある約 3 万本ある防犯灯の電力使用による CO2 排出量を減らすという市の方針に、国内クレジット活用による照明設備更新事業がマッチしたことから、申請に至ったことを確認した。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>事業所視察の当日、審査に立ち会った関係者への質問により、当事業者が自主行動計画制度に参加していないことを確認し</p>

	た。
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006 に基づき排出削減量を計算しており、また方法論の適用条件を満たしていることを確認している。</p> <p>【方法論番号 006 照明設備の更新】</p> <p>適用条件 1 について、既存照明および導入照明の仕様書、カタログにて、事業実施前の照明設備よりも省電力であることを確認した。</p> <p>適用条件 2 について、既存の照明設備が継続使用可能であることを関係者への質問により確認した。</p> <p>適用条件 3 について、活動量は電力使用量と比例関係にある点灯時間を採用している。点灯時間は国立天文台の「日の入り～日の出時間（広島県実績）」を採用しているが、対象設備は暗くなると自動点灯し、明るくなると自動消灯するので、日の入り、日の出時間と相関関係があることから、「国立天文台」の実績値を採用しても問題ないと判断した。</p> <p>2) バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ事業者への質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) (ベースライン排出量の算定にあたって) 既存照明は自治会が管理（電気代のみ福山市が負担）しているため、設置時期や、主要な照明型式以外について把握が困難であるため、自治会連合会長より以下に関する文書の提出を受け、妥当性を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による更新照明はないこと ・既存の防犯灯のみで新設照明は含まれてないこと ・玉切れの際は、設置されている照明と同じものに交換していたこと（福山市の許可なしに LED へ交換したことはない） ・過去および今後も間引き点灯はしないこと

4. 特記事項

なし

以上